

令和7年度（2025年度） 朝霞市 創エネ・省エネ設備 設置費補助制度 応募要領



©むさしのフロントあさか

【申込みの前に】

この補助制度を利用される場合は、特に次の点について、あらかじめ販売者や施工者等に確認してください。

- 1 対象住宅は既存の建物のみです。新築の建物（建替えを含む）は対象外になります。
- 2 設備の設置に要した費用に係る領収書が発行できること。
- 3 住宅用太陽光発電システムは、設置工事着手前に太陽電池モジュールを設置する屋根のカラー写真（設置する部分が全て確認できるもの）を撮影できること。
- 4 住宅用太陽光発電システムは、実績報告書の提出期限までに電力会社との電力受給契約を締結できること。

※電力受給契約の手続には一定の期間を要するため、実績報告書の提出期限までに間に合うことを確認してください。

朝霞市では、環境に配慮した創エネ・省エネ設備の普及を促進することにより、温室効果ガスの排出の抑制と雨水の有効活用及び河川への流出抑制を図るため、創エネ・省エネ設備を設置する者に対し、予算の範囲内において、次の要領で設置費の一部を補助します。

1 受付期間

令和7年4月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで

（閉庁日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで）

※ただし、予算額に達し次第、受付終了となります。

実績報告書の提出期限：令和8年3月13日（金）

2 予算額

620万円（すべての補助対象機器に対する補助金額の合計額）

3 対象者

- ①申請時において市税等を滞納していない者（集合住宅の管理組合を除く。）
- ②これまでに市から同一の建物等で、同種の省エネ設備に対する補助金を交付されていない者
- ③集合住宅の共有部分に省エネ設備を設置する者は、管理組合又は所有者全員の承諾を、申請者と住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅の所有者全員の承諾を得たものであって、設置する創エネ・省エネ設備の種類に応じて、次に定める要件に該当するものとする。

※新築の住宅（建替えを含む）は、対象外です。

（1）住宅用太陽光発電システム

- ア 市内に住所を有し自ら居住している既存住宅に設置し使用する個人
- イ 市内に所在する集合住宅の共有部分に設置し、その発電した電力を共用部分に使用する管理組合

（2）家庭用燃料電池（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池及びHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）

- ア 市内に住所を有し自ら居住している既存住宅に設置し使用する個人
- イ 市内に住所を有し自ら居住している集合住宅の専有部分に設置し使用する個人

（3）雨水貯留槽、V2H（ビークル・トゥ・ホーム）

- ア 市内に住所を有し自ら居住している既存住宅に設置し使用する個人
- イ 市内に所在する集合住宅の共有部分に設置する管理組合

4 補助対象設備・補助金額

補助対象設備は、未使用品で、自作品でないものに限りです。

なお、複数の機種の設備を設置する場合は、設置する機種の設備に対して、各々の補助金を受け取ることができます。

また、補助金額は雨水貯留槽を除き、設置等に係る費用以内とします。

(1) 住宅用太陽光発電システム

●補助対象設備

住宅の屋根等へ設置し、低圧配電線と逆潮流のある系統連系であり、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結するシステムの設置であること。

●補助金額

太陽電池モジュール出力1kW当たり35,000円に設置する太陽電池モジュールの公称最大出力値(kW表示とし、小数点以下第3位を切り捨てる。)を乗じて得た額(その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

ただし、既存の戸建住宅は、100,000円、集合住宅の管理組合は、500,000円を限度とする。

(2) 家庭用燃料電池(エネファーム)

●補助対象設備

都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムの設置で、「一般社団法人燃料電池普及促進協会」に登録されている機器であること又は同等の機能を有すると市長が認める設備であること。

●補助金額

50,000円

※「一般社団法人燃料電池普及促進協会」

URL: <http://fca-enefarm.org/>



(3) 定置用リチウムイオン蓄電池

●補助対象設備

再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を繰り返し蓄え、住宅の電力として停電時等必要に応じて電力を活用できる機能を有し、蓄電池容量が2kWh以上のシステムの設置で、「一般社団法人環境共創イニシアチブ」の補助対象機器として指定されているものであること又は同等の機能を有すると市長が認める設備であること。

●補助金額

100,000円

※「一般社団法人環境共創イニシアチブ」

URL: <https://sii.or.jp/>



(4) 雨水貯留槽

●補助対象設備

貯留槽が雨どいに接続し、及び散水等できる蛇口を備えていて、密閉構造の設備であること（製品として販売されているものに限る。）。

●補助金額

設置等に係る費用の額に2分の1を乗じて得た額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

ただし、既存の戸建住宅は、20,000円、集合住宅の管理組合は、100,000円を限度とする。

※設置等に係る費用とは

原則、「創エネ・省エネ設備の設置に係る経費の内訳書」に記載されている費用となります。しかし、同費用を確認できなかった場合は、雨水貯留槽の購入費用の額に2分の1を乗じて得た額を補助金の額とします。

(5) HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）

●補助対象設備

「ECHONET Lite」（エコーネットライト）を搭載しており、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池（エネファーム）又は定置用リチウムイオン蓄電池のいずれかと接続していること。

●補助金額

10,000円

(6) V2H（ビークル・トゥ・ホーム）

●補助対象設備

国の補助事業における対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであり、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。

●補助金額

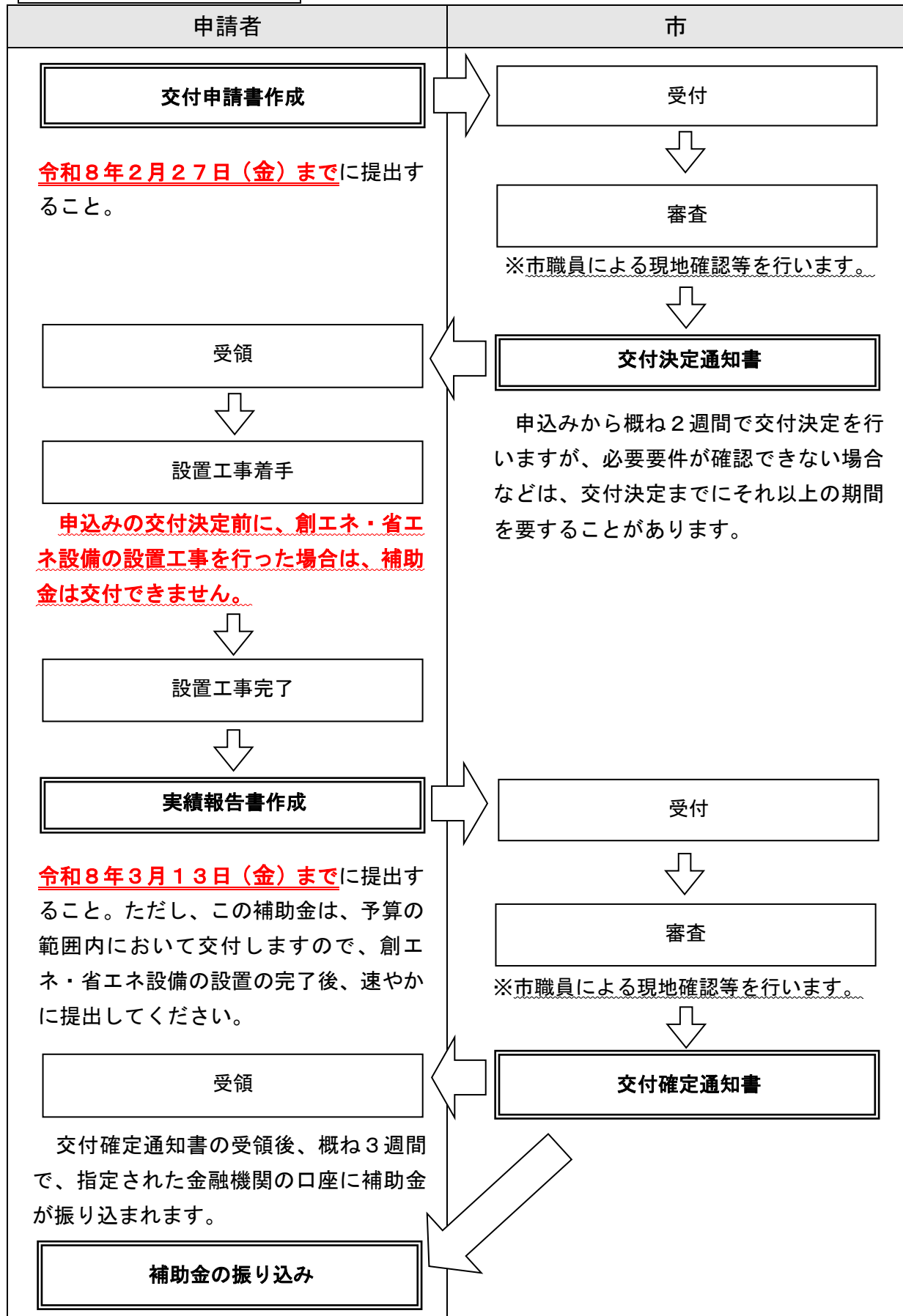
100,000円

※「一般社団法人次世代自動車振興センター」

URL：<https://www.cev-pc.or.jp>



5 補助金交付までの流れ



6 交付申請の方法

交付申請書「朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助金交付申請書

【様式第1号】」に下記の添付書類を添えて設置工事着手前に環境推進課へ直接提出してください。

なお、申請者、設置工事の契約者（購入者）、電力会社との契約者、補助金振込先の口座は、同一名義に限ります。

令和8年2月27日（金）までに提出してください。

ただし、申込受付期間内であっても、補助金の合計額が予算の範囲に達した時点で、受付を終了する場合があります。ただし、予算額に達した後についても、希望する方は補欠者として申請書を提出することができます。

※提出期限を過ぎた場合は、その理由に関わらず補助金は交付できませんので、ご注意ください。

※申込者本人以外の代理人が申請書を提出する場合は、代理人選任届（任意様式）を提出してください。なお、同居の親族の方が代理する場合は、必要ありません。

添付書類

①創エネ・省エネ設備設置事業計画書【様式第2号】

②創エネ・省エネ設備の設置場所の案内図

※印をつけるなど、設置場所を明示してください。

③創エネ・省エネ設備の設置に係る経費の内訳書（日付は当該年度内に限る）

④創エネ・省エネ設備の仕様、規格等が確認できる書類（カタログ、パンフレットなどの写し）及び配置図

※型式、型番、キロワットなど「創エネ・省エネ設備設置事業計画書【様式第2号】」の内容が確認できるものを添付してください。

⑤創エネ・省エネ設備の設置工事着手前の現況写真（日付入り）

住宅用太陽光発電システム	(1)住宅の全景写真 (2)設置前の住宅の屋根
その他の設備	(1)住宅の全景写真 (2)設置予定場所の設置前の写真

※申請提出から概ね2週間以内に撮影されたもの

⑥申請者が管理組合の場合は、管理組合の管理者等が確認できる書類の写し、及び、管理組合において省エネ設備の設置が議決されていることが確認でき、議事録署名人が署名した書類の写し

⑦集合住宅の共有部分に省エネ設備を設置する者は、管理組合又は所有者全員の承諾書

⑧申請者と住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅の所有者全員の承諾書

⑨代理人選任届

※申請者本人又は申請者と同じ世帯の人以外が、申請書の提出を代理で行う場合のみ必要。

7 交付の決定

申請書を受理した後、交付申請書の審査のため、納税状況の確認や市職員による着工前の現地確認などを行います。提出された書類の審査等を行い、交付要件に適合すると認められるときは、「朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助金交付（不交付）決定通知書【様式第3号】」を送付します。

交付の受理決定前に、創エネ・省エネ設備の設置工事を行った場合は、補助金は交付できませんので、ご注意ください。

なお、申請から概ね2週間で交付決定を行いますが、必要要件が確認できない場合などは、交付決定までにそれ以上の期間を要することがあります。

8 実績報告書の提出

創エネ・省エネ設備の設置完了日後、**【厳守】令和8年3月13日（金）**までに「朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助事業実績報告書【様式第7号】」を下記の添付書類を添えて環境推進課へ直接提出してください。

添付書類

①創エネ・省エネ設備設置事業結果報告書【様式第8号】

②創エネ・省エネ設備の設置が確認できる書類

設置した設備の保証書、出荷証明書など設置が確認できる書類を添付してください。

※太陽光発電システムについては、保証書、出荷証明書の代わりに太陽電池モジュール外装箱に添付のバーコードシールを台紙にすべて貼り付けたものの写しを提出してください。なお、バーコードシールを貼り付ける台紙の様式は任意様式とします。

③創エネ・省エネ設備設置費に係る領収書（原本と写し）

原本の領収書は、確認した後に、ご返却いたします。

④創エネ・省エネ設備設置完了を示す写真（日付入り）

住宅用太陽光発電システム	(1)設置した住宅の全景写真 (2)太陽電池モジュール（枚数分を確認できるもの）(3)パワーコンディショナー (4)接続箱 (5)カラーモニター
家庭用燃料電池（エネファーム）	(1)設置した住宅の全景写真 (2)燃料電池ユニットの本体 (3)貯湯ユニットの本体
定置用リチウムイオン蓄電池 H E M S V 2 H	本体、設置状況が分かる写真
雨水貯留槽	本体、雨どいから貯留槽まで導入管等により接続されている状況が確認できるもの

⑤太陽光発電システムを設置した申請者は、電力会社との系統連携に伴う電力受給契約を示す書類の写し

⑥代理人選任届

※申請者本人又は申請者と同じ世帯の人以外が、申請書の提出を代理で行う場合のみ必要。

9 補助金交付確定

実績報告書受付後、市職員による設置後の現地確認を行い、実績報告書に記載されている住所地に「朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助金交付（不交付）確定通知書【様式第9号】」を送付します。

10 補助金の振込み

実績報告書に記載されている指定口座に補助金を振り込みます。

11 計画の変更

計画内容に変更（補助金申請額の増減等）があった場合は、下記の書類を環境推進課に提出する必要がありますので、必ず事前にご相談ください。

補助金額が増える内容の変更は、設備設置工事着手前に提出があった場合のみ予算残額に応じて、補助金額を増額します。設備設置工事着手後に提出があった場合は、補助金額の増額を行えない場合があります。補助金額が減る内容の変更は提出の時点に関わらず、補助金を減額します。

【補助金額が増額・減額になる場合の提出書類】

- （1）朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助金交付申請事項変更承認申請書【様式第4号】
- （2）創エネ・省エネ設備設置事業計画書【様式第2号】
- （3）創エネ・省エネ設備の設置に係る経費の内訳書の写し
- （4）創エネ・省エネ設備の仕様、規格等が確認できる書類（カタログ、パンフレットなどの写し）及び配置図
※型式、型番、キロワットなど「創エネ・省エネ設備設置事業計画書【様式第2号】」の内容が確認できるものを添付してください。

【補助金額に変更がない場合の提出書類】※工事着手後に機器を変更した場合

実績報告書中の「創エネ・省エネ設備設置事業結果報告書【様式第8号】」に変更内容を記入してください。変更後の創エネ・省エネ設備の仕様、規格等が確認できる書類（カタログ、パンフレットなどの写し）及び配置図を添付してください。

※型式、型番、キロワットなど「創エネ・省エネ設備設置事業計画書【様式第2号】」の内容が確認できるものを添付してください。

1 2 計画の中止

補助金を申請した機器の設置を中止するなど、補助金の申請を取り下げる場合は、速やかに「朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助金交付中止届出書【様式第6号】」を環境推進課に提出してください。

1 3 その他

- 交付申請書・変更承認申請書・実績報告書・交付中止届出書・代理人選任届等の様式は、朝霞市のホームページからダウンロードできます。
- 各種書類は、必ず申請者本人が記入してください。また、提出は原則として、申請者本人による提出をお願いします。やむを得ず申請者本人（もしくは同居の親族）以外の方が代理で提出する場合は、「代理人選任届」を添付してください。なお、申請の内容について伺うことがありますので、説明できる方による提出をお願いします。
- 申請書等の届出に訂正がある場合は、2重線で抹消してください。修正液・修正テープ等による訂正は認められません。
- 申請書等の届出に記入する際には、インクが消えない筆記具を使用してください。
- 交付申請書及び実績報告書提出後の審査で職員が現地確認する際には、申請者の立ち合いが必要になる場合があります。
- 機器の設置を検討する際は、複数業者から見積りを取り、不明・不安な点は事前によく確認するようにしてください。代理人により補助金を申請する場合であっても、補助金の内容・申請方法等について補助事業者も把握していただきますようお願いいたします。
- 国や県の補助制度についてもご確認ください。

〔書類提出先及び問合せ先〕

朝霞市役所 市民環境部 環境推進課 環境対策係
本館5階55番窓口

〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電 話：048-463-1512

FAX：048-463-9490